

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請について
(金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整に係るセーフティネット保証)

大和市 産業活性課

対 象 者	原則、本店登記場所が本市内の法人、または主たる事業所が本市内の個人事業者
認定要件	以下の3要件全てを満たすこと
要件1	金融機関からの総借入金残高のうち、国が指定した金融機関からの借入金残高の占める割合が10%以上であること。(申請書中のA/B $\geq$ 10%) ※国が指定した金融機関とは、経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っている金融機関として経済産業大臣が指定した金融機関です。1月と7月に指定の更新があります。
要件2	上記指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期と比較して10%以上減少していること。 (申請書中の(D-C)/D $\geq$ 10%)
要件3	金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比較して減少していること。 (申請書中の(F-E)/F $>$ 0%)

※補足

- ・直近とは、原則として申請日の前月または前々月とします。
- ・保証の対象となる資金は事業資金です。なお、個人の住宅ローン等の借入金は原則対象となりませんが、自宅の一部を事業用に使用しているなど、状況によって含まれる場合があります。詳しくは産業活性課までお問合せください。
- ・残高には、社債(事業資金を目的としたもの)及び代理貸しについては含めますが、割引手形・電子記録債権割引は含めないでください。
- ・本申請における「金融機関」とは、銀行、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策投資銀行、信用金庫・同連合会、労働金庫・同連合会、信用協同組合・同連合会、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会、農林中央金庫、保険会社、信託会社です。

申請に必要な書類

以下の必要書類の内、市所定の書式は大和市役所 産業活性課 HP から取得できます。

必要書類		備考
1	認定申請書(市所定の書式)	法人実印(個人事業者にあつては個人の実印)の押印及び捺印の押印をお願いします。 ※認定書必要枚数分の申請書が必要です。
2	・履歴事項全部証明書の写し(法人) ・直近の確定申告書及び青色申告書の写し(個人事業者)	・履歴事項全部証明書の写しは最新のもの (目安は発行から3ヶ月以内)
3	指定金融機関とその他の全金融機関からの直近及び前年同期の残高(借入残高)証明書原本	※残高証明書を入手する前に、「認定要件」をご確認ください。 ※返済予定表のみでは、返済の事実確認ができないため、受付できません。
4	確定申告書控え(決算書)に添付されている借入金内訳書	全借入先金融機関名を確認できるもの

認定書の交付

認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。また、書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。※添付書類原本を同時に返却

注 意 点

- 1 現在の指定金融機関については中小企業庁 HP でご確認ください。(定期的に変更されます)
- 2 認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し保証の申込を行うことが必要です。
また、認定書は信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によって融資が確約されるものではありません。
- 3 借入金残高等の確認のため事業者本人からヒアリングさせていただく場合があります。

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135

受付時間 月～金(土日祝日等除く)の8:30～11:50、13:00～17:00